

報道発表資料の配付日時 7月18日(木) 11時00分

発表項目 (行事名)	令和元年度(2019年度)第1回北海道史編さん委員会の開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>令和元年度(2019年度)第1回北海道史編さん委員会を次のとおり開催しますので、お知らせします。</p> <p>1 日時 令和元年(2019年)7月25日(木) 14:00～</p> <p>2 場所 北海道立道民活動センター(かでの2・7)8階820研修室 札幌市中央区北2条西7丁目</p> <p>3 議事 (1) 各部会・小部会の活動状況報告 (2) 道史編さん計画の作成について (3) その他</p>		
参考	<p>(本委員会について)</p> <p>北海道は、北海道150年の節目に当たる昨年度から、北海道史編さん委員会を設置し、新たな北海道史の編さんを開始しました。</p> <p>同委員会は、知事の諮問に応じて、10年間で予定している編さん期間中、新たな北海道史を編さんするための方策を定め編さんを推進しています。</p> <p>今回は設置後2度目の会議開催です。</p>		
報道(取材)に当たってのお願い			
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	(場所)	
担当 (連絡先)	<p>総務部法務・法人局法制文書課(担当者:道史編さん室 主幹 中谷 匡志)</p> <p>TEL ダイヤルイン 011-206-6502</p> <p>内線 22-817</p>		

# 北海道史編さん委員会委員名簿

(令和元年(2019年)7月18日現在・敬称略)

所属・職名		氏名	備考
委員長	一般社団法人地域研究工房 代表理事	小磯 修二	
委員	北海道漁業協同組合連合会 代表理事常務	伊藤 貴彦	
委員	NPO法人スプリングボードユニティ21 理事長	榎谷 久美子	
委員	株式会社北海道新聞社 常務取締役	北野 宏晴	
委員	札幌大学 元学長	桑原 賛人	編集長
委員	北海道大学大学院農学研究院 特任教授	坂下 萌彦	副編集長
委員	公益社団法人北海道アイヌ協会 事務局長	佐藤 幸雄	
委員	北海道農業協同組合中央会 常務理事	柴田 倫宏	
委員	連合北海道 事務局長	杉山 元	
委員	北海道経済連合会 専務理事	瀬尾 英生	
委員	北海道史研究協議会 会長	田端 宏	
委員	北海道森林組合連合会 代表理事副会長	富田 満夫	
委員	中井景観デザイン研究室 主宰	中井 和子	公募委員
委員	札幌女性史研究会 代表	西田 秀子	
委員	帯広大谷短期大学 特任教授	北吉 田真弓	

# 北海道史編さん委員会条例

平成30年3月30日

(北海道条例第5号)

## (設置)

第1条 郷土の歴史に対する道民の理解と関心を深めるとともに、歴史的な資料を道民共有の貴重な財産として後世に伝え、もって本道の学術と文化の振興に寄与するよう、北海道史の編さんに関する方策を定め、これを推進するため、知事の附属機関として、北海道史編さん委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、北海道史の編さんに関し、知事の諮問に応じ調査審議するほか、必要に応じ知事に意見を述べるものとする。

## (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 歴史の研究に関する団体の役職員

(3) 前2号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 知事は、特別の事由があるときは、任期中であっても、委員を解任することができる。

## (委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

## (部会)

第5条 委員会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

## (専門委員及び臨時委員)

第6条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは専門委員を、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは臨時委員を置くことができる。

2 専門委員及び臨時委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は当該専門の事項に関する調査審議が終了したとき、臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 知事は、特別の事由があるときは、当該専門の事項又は当該特別の事項に関する調査審議が終了する前であっても、専門委員又は臨時委員を解任することができる。

## (規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。